

## 第 6 次宝塚市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（一部修正）

（修正前）

P. 4

### 8 優先交渉権者の選定

本市が別に定める委員により組織する「第 6 次宝塚市総合計画策定支援業務委託プロポーザル審査会」において、提出された企画提案書等の書類及び企画提案に係るプレゼンテーションをもとに審査を行う。審査基準（別紙「第 6 次宝塚市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル 審査基準」のとおり）に基づいて採点した結果、最も評価点が高い提案者を優先交渉権者とし、次に評価点が高い提案者を次点者として、市が選定する。ただし、価格点を除く評価点（90 点満点）が 60%未満の場合には不採用とする。

本プロポーザルに関して、提案者が 1 事業者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。その場合も、価格点を除く評価点（90 点満点）が 60%未満の場合には不採用とする。

優先交渉権者の選定において、同点の提案者が複数あった場合は、価格点を除いた評価点が高い提案者を上位とする。



（修正後）

P. 4

### 8 優先交渉権者の選定

本市が別に定める委員により組織する「第 6 次宝塚市総合計画策定支援業務委託プロポーザル審査会」において、提出された企画提案書等の書類及び企画提案に係るプレゼンテーションをもとに審査を行う。審査基準（別紙「第 6 次宝塚市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル 審査基準」のとおり）に基づいて採点した結果、最も評価点が高い提案者を優先交渉権者とし、次に評価点が高い提案者を次点者として、市が選定する。ただし、価格点を除く評価点が 60%未満の場合※には不採用とする。

本プロポーザルに関して、提案者が 1 事業者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。その場合も、価格点を除く評価点が 60%未満の場合※には不採用とする。

優先交渉権者の選定において、同点の提案者が複数あった場合は、価格点を除いた評価点が高い提案者を上位とする。

※価格点を除く評価点が 60%未満の場合とは、価格点を除く評価点が総配点（審査会委員 1 人あたり 90 点×評価を行った委員数）の 60%未満の場合をいう。